

保育所等の



利用申し込み

保育こども園課 ☎229-3167 ㊟229-3451

保育所等とは、保護者が働いている場合や病気などのために保育が必要と認められた小学校就学前のこどもに、保護者に代わって保育を行う施設です。保育所と認定こども園、地域型保育事業があります。

来年4月1日からの保育所等の利用について、9月から申込書類を配布し、10月1日(木)～30日(金)に申し込みを受け付けます。なお、来年5月1日以降の利用を希望する場合は、利用開始希望日の2カ月前から受け付けます。



利用申し込みをするには

保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分の種類

保育の必要性や年齢によって異なります。

認定区分	対象	利用先
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間

2号認定または3号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。保育必要量により、保育所等を利用できる時間が異なります。

保育必要量	利用可能時間	認定条件の例
保育標準時間	1日当たり必要に応じて最長11時間(おおむね7時30分～18時)	月120時間以上の就労・介護・看護・就学・妊娠・障がい・疾病・災害復旧などにより保育が必要と認められる場合
保育短時間	1日当たり必要に応じて最長8時間(8時30分～16時30分)	月60時間以上120時間未満の就労・介護・看護・就学・求職活動などにより保育が必要と認められる場合

提出書類等と申し込み方法

提出書類等

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 保育の必要性を確認するための書類
- 保育所等利用申込書
- 児童の健康状態確認書
- 重要事項確認票
- こどもと保護者(父・母)のマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票

● 申し込みに来る人の本人確認ができるもの
申し込み 保育こども園課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要書類を添えて提出

提出先 保育こども園課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

利用までのスケジュール



1次調整

書類提出・面接 10月1日(木)～30日(金)

結果連絡 来年2月初旬

←…利用できない場合

2次調整(再申請不要)

書類提出・面接 来年2月1日(月)～12日(金)

結果連絡 来年3月中旬

←…利用できない場合

5月以降の調整(再申請不要)